

建築基準法等の見直しに関する意見

(社) 日本建築士事務所協会連合会
三 栖 邦 博

建築基準法見直し検討会議での検討に当たり、全国で実際に設計や工事監理に関わっている建築士事務所の団体の立場から、次のとおり意見を提出します。

記

I. 構造計算適合性判定制度の対象範囲の見直しについて

1. 構造計算適合性判定の対象建築物は、基準法文中に建築物の規模等を規定しているもの（RC造高さ20m超、S造階数4以上等）に限定すること。政令・告示へ委任しているものは対象外とし、それらの構造計算の適切性は、確認検査機関等の構造審査能力の向上と罰則強化（サンプル調査や処分の徹底）で担保すること。

(理由)

- ・当連合会のアンケート調査では、構造計算適合性判定対象の約半数は2階建以下の低層であり、「一定の高さ以上等の建築物」とした改正法趣旨説明と実態が乖離している。
- ・また、ルート2やルート3の計算で構造計算適合性判定対象となることを避ける傾向があり、その結果、柱や壁が多い不経済な設計を余儀なくされている。
- ・構造計算適合性判定制度導入の趣旨は、建築主事や確認検査機関（以下、確認検査機関等）が構造関係基準の審査を行うことに加え、高度な計算方法等の適合性を専門的知見により判断するものであり、その対象範囲は、建築物の構造規模、高さ、用途等の特性や、その影響度合、建築主の経済的負担等を総合的に勘案して決められるべきものである。
- ・政令、告示による基準で構造計算適合性判定の対象になる中低層建築物の大部分は、一部の特殊な構造を除き、確認検査機関等の構造審査において、その適切性の判定は十分可能であり、そうした判定能力は確認検査機関等が当然備えていなければならない必要要件でもある。また、その能力の維持向上のため、審査を担当する資格者への定期的な講習受講も義務付ける必要がある。

2. 構造設計一級建築士が設計に関与した建築物については、特殊構造や一定規模以上の建築物等を除き、構造計算適合性判定を不要とすること

(理由)

- ・構造計算適合性判定員として実際に判定業務に従事している者の大半は、構造設計一級建築士登録者である実態があり、その能力は概ね同程度と見なすことができる。
- ・そのような高度な専門能力を有する構造設計一級建築士が関与した構造設計について、建築主に経費を別途負担させて強制的に構造計算適合性判定を行うことは、屋上屋を

重ねるもので、原則不要である。

3. エキスパンションジョイント等で構造的に完全に分離したものについては、構造計算上別棟扱いにし、それぞれについて個別に構造計算適合性判定の対象か否かを判断するように改正すること。

(理由)

- ・ 現行制度は、建築計画全体を判断して、建物全体が構造計算適合性判定の対象か否かが決まる仕組みである。したがって、エキスパンションジョイント等で構造的に完全に分離され、単体の計画であれば対象外となるものも、構造計算適合性判定機関へ廻る不合理な実態（いわゆる「引きずられ適判」）がある。これらを解消し、確認期間の実質的な短縮を図る。

II. 建築確認審査に係る法定期間の見直しについて

1. 法定期間の日数を改正するよりも、実質的な確認審査期間の短縮につながるよう確認検査機関等の目標期間や実施期間データ等の情報開示を法的に義務づけること。

(理由)

- ・ 先般の運用改善において、確認審査期間の目標設定や実績期間データ等の開示が行われることとなったが、これらを徹底することにより、適正な競争原理が働き、結果的に適正な審査期間に収束するものとする。
- ・ また、法定期間の日数を限界まで短縮した場合は、確認内容に係る他の法令規制の改正時に、その都度、日数の見直しが必要になるばかりか、その度に混乱の種になるリスクがある。

2. 実質的な期間短縮のため、構造計算適合性判定機関の独立要件を撤廃し、構造計算適合性判定を確認検査機関内で行える仕組みに変えること。

(理由)

- ・ 構造計算適合性判定機関と確認検査機関等が個別に審査することによる費用及び審査日数の負担が大きい。構造計算適合性判定を確認検査機関内で行えば、これらは相当程度軽減できる。
- ・ また構造計算適合性判定業務が確認検査機関内で行われることの副次的効果として、確認検査員の構造審査能力向上も期待できる。

3. 構造計算適合性判定の恣意性を排除するため、構造計算適合性判定を含む建築確認審査は、き束行為であることを周知・徹底した上、審査した構造計算適合性判定員の記名・押印を義務づけること。

(理由)

- ・ 構造計算適合性判定は、き束行為が原則の建築確認の範囲内であることを無視して、判定員自らの考え方に固執した恣意的な判定による審査期間の長期化を解消する。

4. 建築確認の実質的な期間短縮を図るため、構造計算プログラムの認定制度を抜本的に見直すこと。

(理由)

- ・ 改正法による認定プログラムは、1社の製品のみで、しかも特殊な条件の建物にしか適用できず、現実的な条件には適用し難く、利用実績がほとんどないため、業務の効率化及び確認審査の期間短縮に貢献していない。現実的に利用できる大臣認定プログラムが複数の中から選択できる状態になるよう、認定基準等の見直しを含め認定制度の抜本的見直しが必要である。

5. 建築確認の実質的な期間短縮を確実にするため、設計者団体、確認検査機関、行政を交えた継続的な意見交換の場を制度化すること。

(理由)

- ・ 審査期間の短縮のためには、確認審査の円滑な業務運営に関する申請側及び審査側の双方の不断努力が必要である。そのためには運用の状況、課題、改善策について関係者が継続的に意見交換できる場が必要である。

Ⅲ. 厳罰化に関する見直しについて

厳罰化を行うためには、それぞれ異なる機能を持つ建築士と建築士事務所の、つまり資格と業のルールが明確になっていることが前提である。この観点から以下の意見を述べる。

1. 建築士への法規定上の罰則は、必要程度強化されたので、設計・工事監理を業として行う建築士事務所（開設者）について、次項に掲げるルールを明確化し、違反の際の罰則強化を行うこと。

(理由)

- ・ 建築士への罰則や処分の強化は既に改正法の中で手当てされており、今後は、これらの運用の徹底を図るとともに、契約責任を持つ建築士事務所の開設者等についてルールが不明確であるため明確化する必要がある。

2. 業としての設計・工事監理業務の契約当事者である建築士事務所（開設者）を直接、罰則強化の対象とし、罰則規定を強化するためにも、建築士法の業に係る部分を独立させ、建築士事務所の事業者責任を明確にする業法、すなわち建築士事務所法を制定すること。

(理由)

- ・ 建築士法は業法的性格を併せ持つ法律であり、建築士事務所の業に係る条項も多く含まれるが、基本的には資格法であり、個人資格者の建築士を中心としたルールで構築されており、業を規定するには十分でない。このため、建築設計、工事監理を業として行う建築士事務所（開設者）については、以下に列記するように、十分なルールが確立されていない。資格者ではないこともありうる契約当事者である開設者の責任を

明確化するためにも、建築士法から業に係る部分を建築士事務所法として独立させ、併せて業の規定を強化充実させる必要がある。

- ①現行建築士法の規定では、**建築士を使用しない者が設計等の業務を含む契約をすることについて明確な規定がない**。しかし、様々な業態の事業者が、実質的に設計等業務が付帯する建設プロジェクトを受託している実態がある。

(注1：建築士法第23条、第23条の10)

- ②**開設者の責務**や違反した際の罰則が不十分である。特に、建築士でない開設者が**管理建築士の意見を尊重し、適正な業務の執行等**に対する責任規定がない。
- ③**管理建築士**には技術総括の役割しか与えられておらず、**従事者を監督し、業務遂行に必要な指示**をするなどの事業管理者に相応しい権限が付与されてない。

- ・資格法の建築士法と業法の建築士事務所法の両輪体制とすることで罰則対象を明確化するだけでなく、契約当事者である事業者責任を対象とした規定により、下記に示す不正行為の抑止策及び業務適正化策の実施がより確実になる。

- ①建築士事務所登録が無く、**建築士も雇用していない事業者**が、実質的に**設計等業務**が付帯する建設プロジェクト等を契約できる曖昧さを解消できる。
- ②建築士であるか否かに関わりなく、**開設者を建築士事務所の事業責任者**として等しく罰則強化の対象にすることで事業の適正化を図れる。
- ③開設者は**管理建築士の意見を尊重しなければならない責務**と、管理建築士へ**管理責任と権限を付与しなければならない責務**を罰則とともに規定することにより、建築士事務所管理の適正化が確実になる。
- ④建設業法等、他の業法に準拠した**不当廉売禁止条項**を規定することで、業務報酬基準の実効性を高め、業務適正化を図れる。
- ⑤税理士法、司法書士法、行政書士法等に準拠した建築士事務所の**団体への強制入会（当然入会）**による自律的監督権限を強化することで不正行為の抑止及び業務適正化を推進できる。
- ⑥賠償責任能力を建築士事務所の登録要件とすることで、**設計賠償責任保険の実質的な加入義務化**を行う。

<関連提案>

- 2-1. 建築士事務所の事業者責任を明確にする建築士事務所法の制定に併せ、**管理建築士講習制度**を強化すること。

- 1) 管理建築士の事業管理に関する責任と権限を強化することに伴い、**管理建築士講習の定期的受講を義務化**すること。

(理由)

- ・責任と権限を強化することに伴い、その知識、能力の維持を確実にする必要がある。現行制度は、一度の受講実績が終生有効であるが、事業環境は年々変化しており、事務所登録期限の5年に一度程度は、再受講を義務化して変化へ対

応できる新知識を習得し、事業者倫理、技術者倫理の自覚の契機とする必要がある。

2) 建築士事務所の法定団体の自律的監督体制強化に伴い、法定講習実施機関の登録要件を法定団体に相応しいものに見直すこと。

(理由)

- ・自律的監督体制強化による業務の適正化を期待して法定団体に規定しているが、その法定団体が、業務の適正化のために規定した法定講習の実施主体になり難い講習実施機関の登録要件は、法定団体と民間営利企業とを区別した要件に見直す必要がある。

3. 中間検査、完了検査の充実及び徹底を図る施策とともに、建築主、建築士、施工者を含めた施工段階の違反に対する罰則強化を図る必要がある。そのために原則として全ての建築物に対して、完了検査済証未交付の場合の使用制限等（登記、宅建重要事項の記載事項、電気等インフラの供給条件など）の措置を講ずること。

(理由)

- ・建築確認制度の改善により計画段階における法適合は確保されているにも関わらず違反建築があとを絶たない現状に鑑み、施工段階の違反者に対する罰則強化を図る必要がある。そのため工事監理者、施工者等の資格者に対する故意による違反条項の適用の厳格化を図る。
- ・建築主の意図的な違反行為に対処するため、建築主及び専門資格者に対する罰則強化に加え、意図的に完了検査を受けない場合の使用制限等の仕組みを導入する必要がある。
- ・検査済証がない限り、建築物が社会的資産としての価値がないことを徹底することにより、関係者の順法意識を高める。

4. 100㎡（30坪）以下の木造住宅は、建築士以外の誰でも設計・工事監理ができる規定を見直し、建築物の設計・工事監理は、原則全て建築士でなければ行うことができないように改正すること。

(理由)

- ・100㎡以下の木造2階建住宅は、建築士でなくても誰でも設計できるため、建築士事務所登録がない工務店等が依頼を受けて施工する一般的な木造住宅の設計責任が誰にあるか曖昧になる場合がある。建築基準関係規定に対する違反は、全て明確に建築士を罰則の対象とすることが出来るように改訂する必要がある。

5. 一定期間無違反である建築士の過去の処分履歴の軽易なものについては、講習の受講とあわせて抹消するなどの措置も検討すること。

(理由)

- ・現行の規定では、全ての違反者に対して過去の処分事実を加算した処分を課す規定になっている。悪質でない軽易なものについては、他の免許制度の処分規定と同様一定

期間経過したものについては、講習受講義務化等とあわせて、処分事実が累積されない規定を設けるなどの改善措置も必要である。

IV. その他事項の見直しについて

上記Ⅰ～Ⅲの見直し項目は、建築基準法等による規制が、健全な国民経済活動の足枷になることを防ぎ、制度の効率化を図ることが主要な目的であると認識する。この観点から下記の意見を提出する。

1. 建築確認制度に関する見直しに際しては、行政の関与は実体的な質の確保のための必要最小限とし、資格者に裁量と責任を持たせることを基本とする方向で行うこと。

(理由)

- ・ 建築基準法の詳細な基準や運用手続きが硬直化し、民間の技術革新や資格者の創意工夫などの阻害要因となっているため。
- ・ また、詳細な基準や運用手続きを厳格化することと、膨大な個別ケースに十分に対応することの両立は難しく、むしろ個別ケースへの対応は、専門資格者へ裁量と責任を与えて、違反者には罰則で対応することが資格者制度の本質である。

2. 法定建築基準は、最小限でわかりやすく、かつ基準の根拠が明確となるように定めることを基本とする方向で見直すこととし、定めるにあたっては実務者の意見も十分に尊重すること。

(理由)

- ・ 建築基準は過度に詳細かつ複雑で、一般国民はもちろん建築士にとっても難解で理解し難い。法定基準は最小限にとどめ、しかもその根拠を明確にするなどして、適用の詳細は、資格者の裁量と責任に委ねることを基本とする方向で見直す必要がある。こうした改革により民間の技術革新や創意工夫を誘導して健全な国民経済活動に寄与できる。

3. 既存不適格建築物の増改築の面積制限（1／2要件）を撤廃すること。

(理由)

- ・ 既存不適格建築物の増改築は、面積制限（1／2要件）のため進んでいない実態がある。先の運用緩和において、1／2以下の増改築については、エキスパンションジョイントで構造的に分離した場合については構造審査を別棟扱いとするように緩和された。
- ・ エキスパンションジョイントで構造的に分離した場合の構造安全性は、1／2以下と1／2超を区分しなければならない合理的理由はない。必要な増改築が円滑に進むように1／2以下で実施した運用緩和を1／2超でも行えるよう法改正が必要である。

4. 設備設計一級建築士による設計への関与の義務付けを廃止することとあわせ、主に設備等の専門技術者に対し、建築士のもとで専門分野の設計ができる専門資格者制度を創設すること

(理由)

- ・設備設計一級建築士は大都市に偏在しており、地方では、設計事務所に所属する設備設計一級建築士者が極端に少ない地域も多く、また、実際に設備設計を専門として業務を実施している例も少ない。設備は、専門分野が機械や電気などに分かれているが、電気を専門とした設備設計一級建築士はほとんどいない。このような状況で、一定規模以上の建築物の設備設計に設備設計一級建築士の関与を義務付けることは、地方では相当に無理があり、むしろ設備設計を現実的に行っている技術者に対する新たな専門資格者制度が必要である。
- ・現行法では建築士のみに設計に関する権限と責任が与えられているが、業務の専門化、高度化の中で実際に建築士のもとで業務を行っている専門技術者が専門業務の質の確保に一定の責任を持てる制度が必要である。

5. 構造設計一級建築士が関与しなければならない対象範囲を構造躯体に関わる事項に限定すること。

(理由)

- ・構造設計一級建築士は、一定の構造知識を有している一級建築士のなかから、特に構造躯体設計において優れた能力を持つ者を業務経歴と考査により選別して名簿登録したものであり、構造躯体の設計において高度な専門能力を有する建築士である。
- ・しかし、現行制度における構造設計一級建築士の関与の範囲は、構造躯体設計に関する事項のほか、一般の一級建築士でも対応可能な屋根葺材の構造、屋根葺材や外装材の緊結力、昇降機の制御機構造、建築設備の構造方法、指示金物等副次材の構造耐力などを含む全ての構造関係規定が対象になっている。そのため高度な専門能力を有する建築士に無駄な負担と責任を強いている。
- ・構造設計一級建築士が関与しなければならない対象範囲が構造躯体設計に関わる事項に限定されるよう建築基準法の構造関係規定を整理して改正する必要がある。

参考（注1：建築士法第23条、第23条の10）

第二十三条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

第二十三条の十

2 何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行つてはならない。

建築基準法等の見直しに関する意見【概要】

(社) 日本建築士事務所協会連合会

三 栖 邦 博

I. 構造計算適合性判定制度の対象範囲の見直しについて

1. 構造計算適合性判定の対象建築物は、基準法文中に建築物の規模等を規定しているもの（RC造高さ20m超、S造階数4以上等）に限定すること。（P1）
2. 構造設計一級建築士が設計に関与した建築物については、原則、構造計算適合性判定を不要とすること。（P1）
3. エキスパンションジョイント等で構造的に分離して構造計算上別棟扱いにしたものは、それぞれ個別に対象か否かを判断できるように改正すること。（P2）

II. 建築確認審査に係る法定期間の見直しについて

1. 法定期間の日数改正ではなく、目標期間や実施期間データ等の情報開示を法的に義務づけること。（P2）
2. 構造計算適合性判定機関の独立要件を撤廃し、構造計算適合性判定を確認検査機関内で行える仕組みに変えること。（P2）
3. 構造計算適合性判定の恣意性を排除するため、構造計算適合性判定を実施した構造計算適合性判定員の記名・押印を義務づけること。（P2）
4. 構造計算プログラムの認定制度を抜本的に見直すこと。（P3）
5. 設計者団体、確認検査機関、行政等の継続的な意見交換の場を制度化すること。（P3）

III. 厳罰化に関する見直しについて

1. 建築士の罰則は、必要程度強化されたので、業を行う建築士事務所（開設者）について、ルールを明確化すること。（P3）
2. 契約当事者である建築士事務所（開設者）を直接、罰則強化の対象とするため、建築士法から業に係る部分を独立させ、建築士事務所の事業者責任を明確にする業法、すなわち建築士事務所法を制定すること。（P3）

<関連提案>

- 2-1. 建築士事務所法の制定に併せ、管理建築士講習制度を強化すること。（P4）
 - 1) 管理建築士講習の定期的受講を義務化すること。（P4）
 - 2) 法定講習実施機関の登録要件を法定団体に相応しいものに見直すこと。（P5）
3. 建築主を含めた施工段階の違反に対する罰則強化を図る。そのため完了検査済証未交付の使用制限等の措置を講ずること。（P4）
4. 100㎡以下の木造住宅は、誰でも設計できる規定を見直し、建築物の設計・工事監理は、原則全て建築士でなければできないように改正すること。（P5）
5. 建築士の軽易な処分履歴は、講習受講と一定期間無違反等を条件に抹消する措置を検討。

IV. その他事項の見直しについて

※健全な国民経済活動の足枷になることを防ぎ、制度の効率化を図るためのその他の提案

1. 建築制度の見直しでは、行政の関与は実体的な質の確保のための必要最小限とし、資格者に裁量と責任を持たせる方向を基本とすること。（P5）
2. 法定建築基準は、最小限で基準の根拠が明確となるように見直し、定めるにあたっては実務者の意見を十分に尊重すること。（P6）
3. 既存不適格建築物の増改築の面積制限（1/2要件）を撤廃すること。（P6）
4. 設備設計一級建築士の設計関与の義務付けを廃止し、設備等の専門技術者が建築士のもとで専門分野の部分的設計ができる制度を創設すること。（P6）
5. 構造設計一級建築士が関与しなければならない対象範囲を構造躯体に関わる事項に限定すること。（P7）